



9月9日は救急の日 9月6日～12日は救急医療週間

# 救急医療について考えてみませんか？

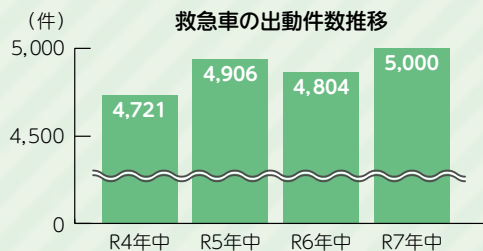
警防救急課救急推進係 ☎ (63)1146



鹿沼市での救急車の出動件数は、高齢化が進んだことなどにより増加傾向で、昨年は5,000件と過去最高を記録しました。一人でも多くの“いのち”を守るよう、この機会に救急車の適正な利用や応急手当の方法など、救急医療について考えてみませんか。



▲鹿沼市消防本部では、より迅速、的確、安全のために高規格救急自動車を更新しました。



## 救急医療は適正に利用しましょう

夜間や休日に「日中より空いている」などの理由で救急医療を受診すると、本当に治療が必要な人への対応が遅れてしまう恐れがあります。

救急車および救急医療機関の適切な利用にご協力をお願いします。また、普段から次の3つの事を心がけましょう。

- ① かかりつけ医をもちましょう
- ② できるだけ日中に受診しましょう
- ③ 救急車は必要な時だけ利用しましょう

## 休日や夜間の急な病気やケガが心配な時は…

下記の相談窓口では、経験豊富な看護師が家庭での対処方法や救急医療受診の目安についてアドバイスしてくれます。

■救急電話相談窓口(とちまる救急安心電話相談)

| 大人                            | こども                           |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (概ね15歳以上の人)                   | (概ね15歳未満の人)                   |
| ☎ #7119 または<br>☎ 028(623)3344 | ☎ #8000 または<br>☎ 028(623)3511 |
| 受付時間(どちらも同じ)                  |                               |
| 月曜日～金曜日 午後4時～翌朝午前10時          |                               |
| 土・日・祝休日 24時間(午前10時～翌朝午前10時)   |                               |

## 救命講習を受けてみませんか

消防本部では、市内に在住、在学および在勤の皆さんを対象に応急手当にかかわる講習会を開催しています。受講を希望する人は、下記連絡先に問い合わせください。(今月号のお知らせP18にも掲載)



警防救急課救急推進係(63)1146  
または市ホームページで



9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」です

## あなたの身の回りの看板は安全ですか？

都市政策課都市政策係 ☎ (63)2209

近年、老朽化等による看板(屋外広告物)の落下等の事故が発生し、屋外広告物の安全確保が問題となっています。事故を防ぐために屋外広告物の設置者は、定期的な安全点検を行うことが義務づけられています。日頃の安全点検と、専門家による定期的な点検・メンテナンスを行い、事故を未然に防ぎましょう。

※屋外広告物とは、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙などのことです。



このような状態の屋外広告物は危険です。適正に管理しましょう。

■普段、私たちが何気なく目に見ている屋外広告物なども、掲示するにはルールが定められています。地域や広告物の種類によって基準が異なりますので、掲示する際は必ず市にご相談ください。